

2 体験学生の状況

(1) 学生の年齢等

介護等体験を受けられる年齢は、法律では「18歳に達した後」とされています。

しかし、教職免許授与に必要なものなので、高校生の申込みはなく、大学2年・短大1年以降に申込みれることが大半です。中には、通信教育課程、大学院生等の方もいらっしゃいます。

(2) 介護等体験が免除される方

介護等に関して専門的知識を有している方や身体上に障害があり体験を行うことが困難な方は免除（※3）されます。免除の方でも、本人の希望があれば、施設・学校と相談し実施できるとされています。

※3「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教員職員免許法の特例に関する法律施行規則第3条第2項」（平成9年11月26日省令第40号の第3条体験を免除する者による）」

(3) 介護等体験の参加時期

教育実習が4年生で教職関連の単位をほぼ取得し教育現場で行う最後の実地研修であるのと異なり、介護等体験は、まだ十分な単位を取得していない1年生、2年生である場合も多く、学びながら進路を考えている時期と重なります。

(4) 大学での準備

各大学では、介護等体験に関するガイダンスが概ね実施されていて、制度や基本的理念、目的、社会福祉施設の概要等については情報伝達がされています。

しかし、事前準備の状況は大学によりさまざまです。大学近隣の福祉施設職員の話聞く機会を設定していたり、自己学習のレポート提出や自己紹介票のチェック等を行ったりする大学もありますが、準備内容が一律に決まっている訳ではありません。

初めての施設訪問を不安に感じている場合もあるでしょうし、中には個人的に自己学習などをして体験にのぞむ学生も多くいます。